

# 尼崎市農業公園魅力向上計画

あまパーへいこう！～あまやさいパーク構想～

令和6年1月

尼崎市

## 目次

1. 尼崎市農業公園の基本的事項	P1
2. 今後のあり方の検討	P3
3. 今後のあり方に基づく取組	P6
4. 今後進めていく取組	P8

### 1. 尼崎市農業公園の基本的事項

#### 1) 計画策定の背景

尼崎市農業公園（以下「農業公園」という。）は、市北東部のまとまった農地が残存し自然環境に恵まれた田能地区に、農地保全、農業振興、転作（減反）等を目的として、既存農地も活用して整備した約3.7haの公園である。昭和55年度に着工し、ボタン園、ハナショウブ園の整備、梅林、八重桜等の植栽を順次行い、昭和58年度から市民に開放している。

隣接する猪名川の自然や周囲の田畑の景観とも調和した農業公園内には、約200本の「ボタン」、約100種・2,000本の「バラ」、約30種・20,000本の「ハナショウブ」をはじめ、サクラ、ウメ、アジサイなどを植栽している。

また、竹林や芝生広場もあり、四季折々の花が楽しめる憩いの公園として、市民はもちろん県内外からも、年間約10万人の来園者が訪れ親しまれている。

しかし、開園から40年が経過し、公園施設や景観植物の老朽化が進むとともに、「農業公園」という名称ではあるが、園内に農作業体験ができる田畑はなく、開園当初の目的である「農地保全」、「農業振興」については十分な取組ができていない状況にある。

さらに、平成29年度の監査において「農業公園はその機能及び利用形態が農政課の組織目的から乖離しているため、その事業目的を再検討した上で今後の方向性を判断すべき」との指摘を受けており、以降、農業公園の活用手法や管理手法など今後のあり方について、来園者等へのアンケート調査や試験的なイベントの実施及び地域や関係団体と協議を重ね検討を行ってきた結果、農業振興の拠点としての活用に加え、市北部の賑わいの創出に向け、農業公園の魅力向上計画を策定する。

## 2) 緑の基本計画での位置づけと関連性

現行の緑の基本計画（計画期間：平成26年度～令和5年度）における基本方針には「本市には、田能・食満地区などの豊かな地域環境の構成要素となっている緑が残されており、これらをまちの財産として守り育て、暮らしや環境教育・学習の場として活用し、次世代へと引き継いでいくことが必要」（抜粋）とある。

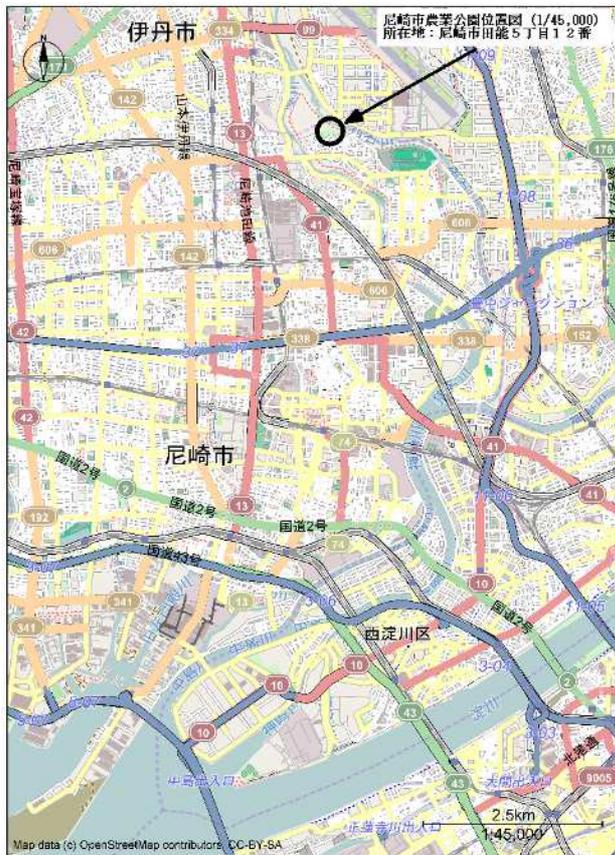
農地や公園等も身近な緑として定められ、農業公園については「ホテルをはじめ生き物のすみかとなる緑を保全し、身近なネットワークの充実を図る」としている。

また、農業公園周辺のまとまりのある農地は、「住環境としての魅力を高め、豊かな自然環境を育み、暮らしに潤いを与える緑を目指し、保全と活用に努める」とあり、こうした農地景観を残し良好な都市環境を形成していくためには、農業公園を維持する必要がある。

さらに、現在改定作業中の「みどりのまちづくり計画」（計画期間：令和6年度～令和15年度）においても、農業公園は、「自然や田畑の景観と調和した貴重なみどり豊かな公園」という特性を維持しつつ、「あまやさい」を通じた農業振興の拠点として活用していくとともに「農業体験」や「環境学習」ができるなどファミリー世帯にとって魅力ある施設を目指すことで「市北部のにぎわい創出の場」として再整備に取り組むこととしている。

## 3) 農業公園の位置及び範囲等

広域位置図（1/45,000）



詳細位置図（1/6,000）



## 2. 今後のあり方の検討

### 1) 現状と課題

#### ①植栽

ボタン園、ハナショウブ園はエリアによって生育状況に大きな隔りがあるため、生育環境が良好なエリアに集約するなどの整理が必要である。また、バラ園は今後も来園者に充実した花を楽しんでもらえるよう、老朽化したバラを整理し集約するための移植が必要である。

#### ②施設

##### ○「管理棟」

維持管理業務従事者の休憩所や作業道具の保管場所等として使用しているが、併設の倉庫を含めて老朽化が著しいため、建替が必要である。

##### ○「トイレ」(管理棟内)

老朽化が極めて深刻であり、専門業者により定期的な清掃に努めているが悪臭を除去することが困難な状態である。また、男女トイレに洋式はなく、障害者用はバリアフリー基準不適合で、ベビーチェアなどもないため子ども連れで利用し難い。そうした中、来園者が安心して快適に利用できるトイレを設置する必要がある。

##### ○駐車場

駐車台数は22台(うち身体障害者用2台)であり、ゴールデンウィークなどの花の見頃シーズンは満車が続く状況である。また、徒歩10分圏内には有料駐車場もないため、公園利用者の利便性の向上のために新たな駐車場の確保が必要である。

##### ○駐輪場

園内に2カ所設けているほか、イベント時は臨時駐輪場を設置するなどの対策も講じているが、今後さらなる来園者を見込む中、駐輪場の拡充が必要である。

#### ③来園者層

花鑑賞や散策などを目的とした来園者が多く、また、令和3年度に実施した来園者アンケートでは約75%が60代以上という結果からも、来園者の年齢層は比較的高い状況である。今後はファミリー世帯を含めた幅広い年齢層に来園してもらえる取組が必要である。

#### ④農業振興の取組

毎年4～5月にかけて地元農家等が野菜を販売しているが、小規模のためすぐに完売している。令和5年3月に営農振興会の主催で初めて実施した「農業公園梅祭り」において「あまやさい」の販売やメニューに「あまやさい」を活用したキッチンカーの出店などを実施した。

「あまやさい」の認知度向上に向けて、定期的な野菜の販売や、「あまやさい」をPRするイベントなどの取組が必要である。

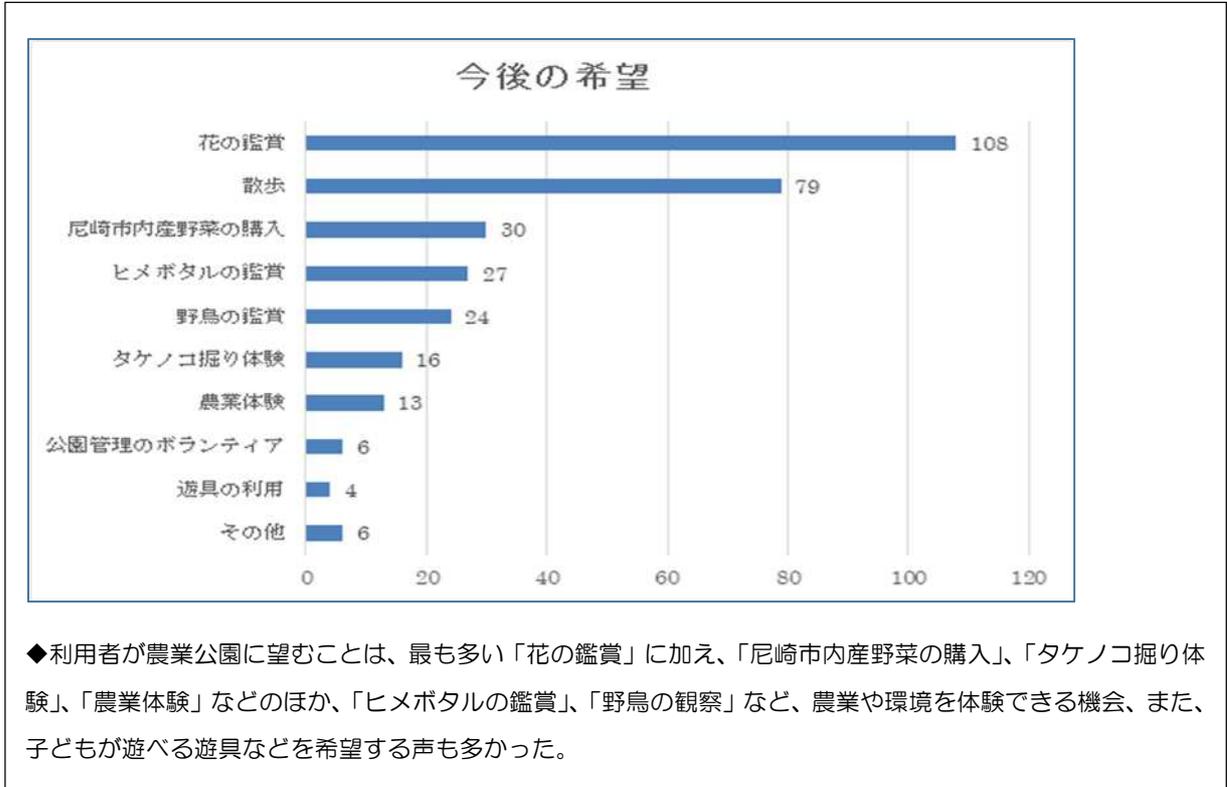
#### ⑤農業体験・環境学習等

「自然と文化の森協会」によるホタルの保全活動や、生育調査、観察会及び農業公園周辺の水路でザリガニ釣り等のイベントを行っている。

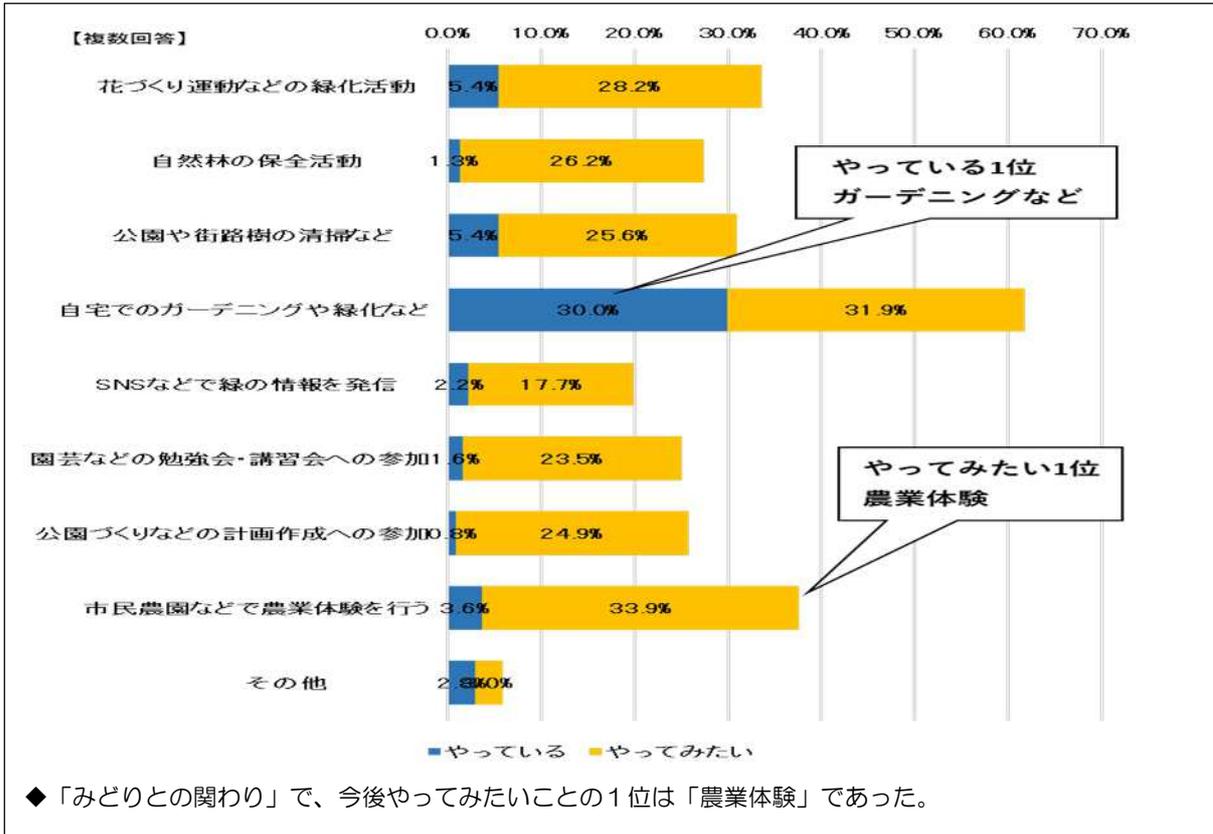
また、月1回程度、「農業公園ボランティア」による花壇の手入れ(季節の草花の種まき、除草等)やバラの剪定などを行っているほか、年に1回竹林においてボランティアの協力のもと市民の「タケノコ掘体験」を実施しているが、参加可能な人数に限られており、多くの参加希望者に対応できていないことから、農業体験ニーズに対応する取組が必要である。

## 2) アンケート調査

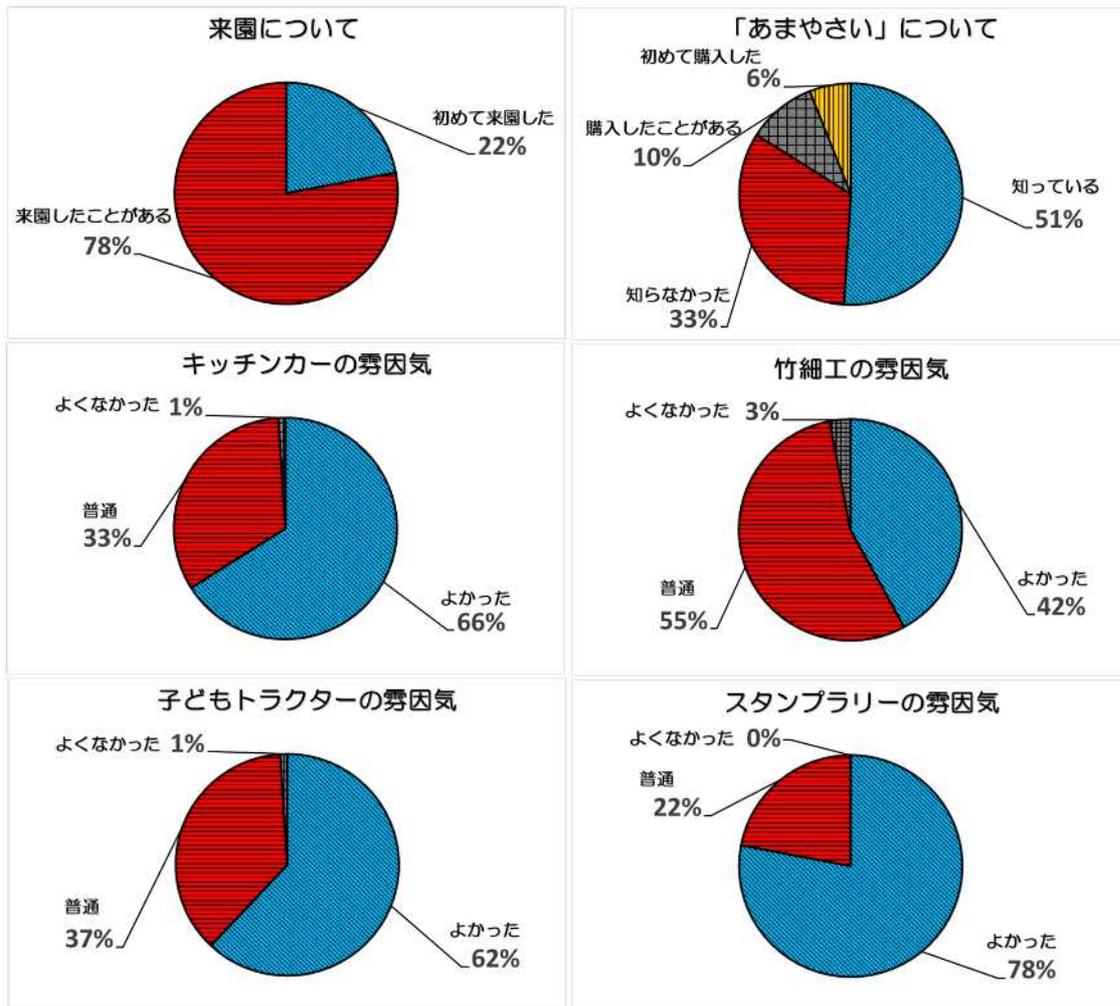
### ●令和3年度実施「農業公園利用者アンケート」



### ●令和4年度実施「尼崎市みどりのまちづくり計画」に係る市民アンケート



●令和5年3月実施「農業公園梅祭り」来園者アンケート



(その他意見)

◆植物

樹木、植栽、芝生は概ね良い評価を得たものの、昔の農業公園を知っている来園者からは樹木や植栽の老朽化を指摘する意見があった。

◆施設

ベンチの増設や更新のほか、遊具設置の要望があるとともに、トイレについては、古い、汚い、水が流れないなどの苦情が多く、洋式への建替を求める意見もあった。

◆イベント全般

自由記載欄に記載された半数以上に「家族で楽しめた」「また開催してほしい」などイベントに対して好意的な意見があった。

※今後のあり方を検討する上で試験的に実施した「農業公園梅祭り」は、多くのファミリー世帯を含む約2,000人が来園する大盛況となり、「あまやさい」販売や「あまやさい」を使ったキッチンカーはすべて完売するなど、市民の市内農業（市内産農産物）への関心やニーズが高いことが伺えた。

### 3) 関連団体との協議

#### (1) 自然と文化の森協会

平成30年度から農業公園の今後のあり方について意見交換を実施する中、「ヒメボタルをはじめとした自然環境の保全及び農業体験学習の拠点として農業公園を活用したい」との意向が示されるとともに、農環境創出ゾーン、ヒメボタルの里ゾーンの設定や、自然体験学習の拠点としてのビジターセンターの建設等の提案があった。

#### (2) 尼崎緑化公園協会

令和2年度から農業公園の今後のあり方について意見交換を実施する中、令和4年度に、植栽の集約、トイレ（管理棟）の建替、農業体験ゾーン、環境学習ゾーンの整備とともに、自然と文化の森協会と連携した普及啓発や環境学習への活用、公園ボランティアを活用した維持管理等の提案があった。

### 4) 今後のあり方

これらの検討を行ってきた結果、まずは老朽化した管理棟及びトイレの建替を行い、施設の安全性と利便性を確保した上で、以下の方向性を踏まえ、四季折々の花が楽しめるというコンセプトは維持しつつ目的に応じたゾーニングを行い、農業公園の魅力の向上により賑わいの創出を図る。

#### (1) 「あまやさい」を通じた農業振興の拠点

「あまやさい」の販売等を定期的に行うことで、市内農業への関心や親しみを持ってもらうとともに、「あまやさい」のPRを一層推進することで、都市農業の活性化につなげる。

#### (2) 「農業体験」や「環境学習」ができる施設

農業公園の豊かな自然と環境を活用し、年間を通じて農業体験や環境学習などのイベントを実施することで、ファミリー世帯にとっても魅力のある施設とする。

## 3. 今後のあり方に基づく取組

### 1) 施設老朽化に伴う管理棟・トイレの建替（第1期工事）

- ①快適かつ安心なトイレを整備する。
- ②管理者が常駐できる事務所機能を備えた管理棟に建替える。

### 2) 農業公園の魅力向上に向けた再整備（第2期工事）

- ①ハナショウブ園等を集約し、廃止した場所を農業体験エリアとして、また、既存水路を活用し、子どもが安心して水遊びできる空間（親水広場）として整備する。
- ②自然と調和した木製遊具や、小さな子ども向け遊具を設置する。

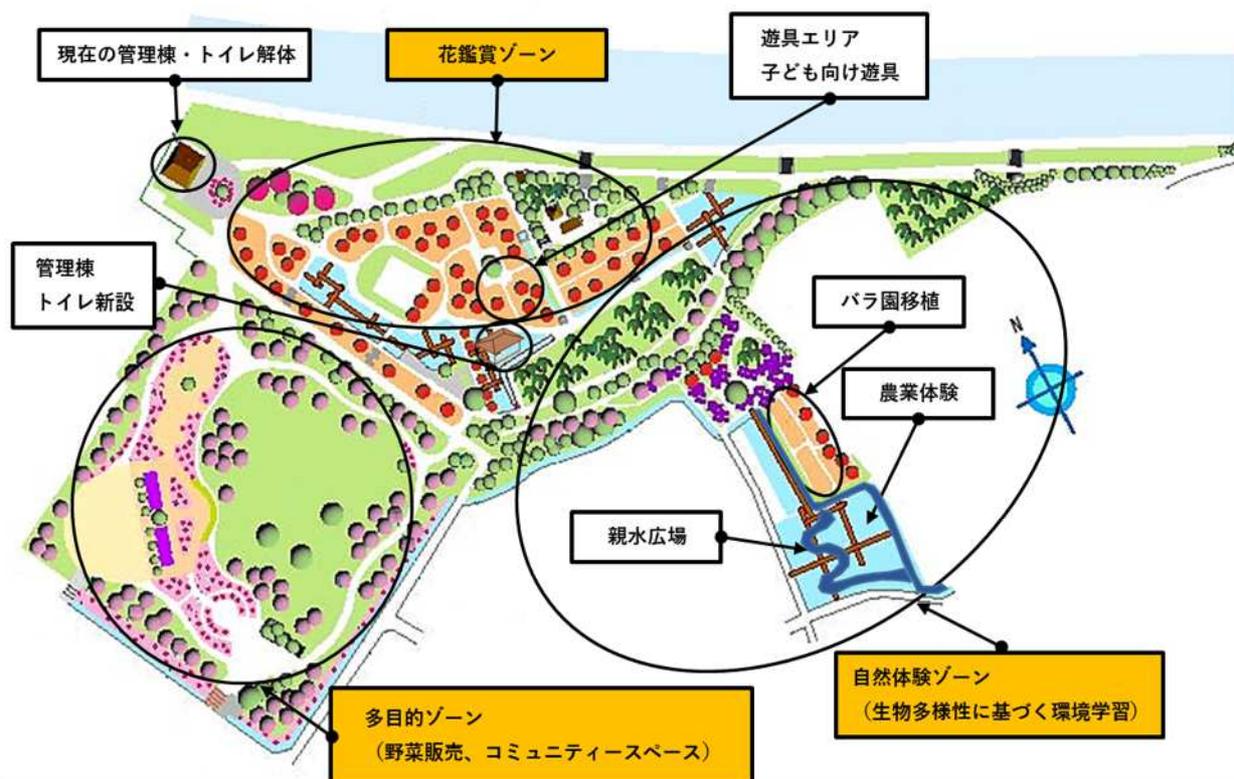
### 3) 環境学習等の実施（ソフト事業）

季節に応じた環境学習や、ファミリー世帯が参加できる農業体験イベントを年間を通して定期的実施する。

### 4) あまやさいの販売（ソフト事業）

農業団体や福祉事業所による「あまやさい」の販売を年間を通して定期的実施する。

## 再整備イメージ図



ゾーン名称	魅力向上に向けた取組
花鑑賞ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボタン、ハナショウブは生育環境が良い場所に集約する。</li> <li>・廃止したエリアに子ども向け遊具を設置する。</li> <li>・バラ園の老朽化したバラを整理し集約することで花を充実させる。 (自然体験ゾーンの一部に移植する)</li> </ul>
多目的ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業団体や福祉事業所等による「あまやさい」の販売や「あまやさい」の加工品の販売を定期的実施する。</li> <li>・芝生広場を、市民の交流を図るためのレクリエーション、憩いの場など幅広く利用できるコミュニティースペースとして活用する。</li> </ul>
自然体験ゾーン	<p>【環境学習】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒメボタルや野鳥の観察会など季節に応じた環境学習や体験イベントを定期的実施する。(竹林でのたけのこ掘り、水路でのザリガニ釣り、竹細工など)</li> </ul> <p>【農業体験】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハナショウブ園を廃止し、農業体験エリアとして整備する。</li> <li>・米や野菜の栽培、収穫などファミリーで参加できる農業体験イベントを実施する。</li> </ul> <p>【親水広場】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の水路を活用し、子どもが安心して水遊びや生き物に触れ合える親水広場を整備する。</li> </ul>

## 4. 今後進めていく取組

### 1) 管理棟・トイレ建替等に向けた建築基準法第48条ただし書き許可の申請

農業公園は現在「第1種中高層住居専用地域」に位置しており、建築基準法上は原則として管理棟を建替えることはできないが、必要な環境影響調査を行った上で、老朽化の深刻な管理棟の建替及び管理作業に必要な道具や資材などを収納するための物置について、建築基準法第48条のただし書き許可の申請を行う。

※農業公園の魅力向上に向けた再整備（第2期工事）では新たな建築物を建てる予定はない。

### 2) 駐車場の拡充

第1期工事と並行し、農業公園の近隣用地を駐車場として活用するための調整を進める。

### 3) 市民等によるワークショップ等

農業公園の魅力向上に向けた取組について、ワークショップ等による意見交換を行う。

### 4) 農業公園の設置管理条例の設置

再整備後の農業公園の維持管理を指定管理者制度で行うことを見据え、農業公園の設置管理条例を設置する。

## ■スケジュール

内 容	令和5年度			令和6年度									令和7年度									令和8年度			
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
基本方針の策定	■																								
環境学習の実施																									
第1期工事(管理棟)																									
環境影響調査																									
48条許可関連																									
設計委託																									
管理棟整備																									
駐車場の拡充	拡充用地の検討 → 駐車場整備																								
第2期工事(公園)																									
ワークショップ等																									
設計委託																									
親水広場等整備																									
設置管理条例																									

以 上



令和6年1月

尼崎市 経済環境局 経済部 農政課